

公 示 送 達 書

令和8年10月15日

下記の書類は当区役所納税課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。

福岡市西区長 大園 喜代香



送達を受け
るべき者の
氏名

別紙の通り

送達すべき
書類を特定
するために
必要な情報

2535

(注意)

地方税の第20条の2第3項の規定により、掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。